

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年7月19日(2007.7.19)

【公開番号】特開2005-342325(P2005-342325A)

【公開日】平成17年12月15日(2005.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2005-049

【出願番号】特願2004-167505(P2004-167505)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/151 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/14 3 0 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月4日(2007.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

穿刺針を有するランセット本体および前記穿刺針を保護する穿刺針保護キャップを有するランセットと、開口部を有し前記ランセットを収納するホルダーとを備える穿刺針カートリッジにおいて、

前記ランセットはアーム手段をさらに有し、

前記ホルダーは、その内部に前記アーム手段と協働する被係止手段をさらに有し、前記ランセット本体を、その軸心方向に沿って移動可能なように収納するホルダーであり、

前記穿刺針カートリッジを穿刺器具本体に装着し、

穿刺後、前記アーム手段と前記被係止手段とが協働して、前記ランセット本体を、前記穿刺針が前記ホルダーの開口部から突出しないような穿刺後の位置で保持することを特徴とする穿刺針カートリッジ。

【請求項2】

請求項1に記載の穿刺針カートリッジにおいて、

前記アーム手段は、一端が前記ランセット本体の先端側と接続し、他端がランセット本体の後端側に向かってテープ状に広がって開放し、

前記被係止手段は、前記ホルダーの内径を拡大して形成した凹状の拡大内径部であり、

前記ランセット本体が、前記穿刺後の位置に移動すれば、前記アームの開放端が前記拡大内径部に広がって前記拡大内径部を構成する軸心方向に垂直な第1の側壁に当接して、前記ランセット本体の穿刺針カートリッジを装着した位置への移動を規制することを特徴とする穿刺針カートリッジ。

【請求項3】

請求項2に記載の穿刺針カートリッジにおいて、

前記拡大内径部を構成する側壁のうち、前記第1の側壁よりも前記穿刺針カートリッジの先端側にある第2の側壁に、前記アームが当接することにより、前記穿刺針が前記ホルダーの開口部から突出しないように規制することを特徴とする穿刺針カートリッジ。

【請求項4】

請求項3に記載の穿刺針カートリッジにおいて、

前記拡大内径部を形成する代わりに、前記第1の側壁に換えて第1の凸部を、前記第2の側壁に換えて第2の凸部を、前記ホルダーの内面に軸心方向に垂直に突出するようにそ

れぞれ形成し、前記第1の凸部に前記アーム手段の開放端が当接することで、前記ランセット本体が穿刺針カートリッジを装着した位置へ移動することを規制し、前記第2の凸部に前記アーム手段が当接することで、前記ランセットの穿刺針が前記ホルダーの開口部から突出しないように規制することを特徴とする穿刺針カートリッジ。

#### 【請求項5】

請求項1に記載の穿刺針カートリッジにおいて、

前記ランセット及び前記ホルダー内部の、いずれか一方には軸心方向に溝を有し、他方には前記溝と係合する凸部を軸心方向に有し、前記溝と前記凸部とが係合しながら前記ランセット本体が前記ホルダー内部を移動することを特徴とする穿刺針カートリッジ。

#### 【請求項6】

請求項1に記載の穿刺針カートリッジにおいて、

前記穿刺器具本体への穿刺針カートリッジの装着時の第1の位置と、穿刺を行う第2の位置と、穿刺後の第3の位置とを設け、

前記ランセット本体を射出して、前記ホルダーの開口部から前記穿刺針を突出させる時、前記アーム手段が弾性的に変形して前記ランセット本体が前記第1の位置から、前記第2の位置に移動し穿刺を行い、前記ランセット本体を前記第3の位置に戻すように移動することを特徴とする穿刺針カートリッジ。

#### 【請求項7】

請求項6に記載の穿刺針カートリッジにおいて、

前記被係止手段は、前記ホルダーの内径を拡大して形成した凹状の拡大内径部であり、前記ランセット本体が、前記第1の位置にあるときには、前記アーム手段の開放端は前記拡大内径部よりも前記穿刺針カートリッジの後端側に位置し、一旦前記ランセット本体が前記第1の位置から第2の位置を経て、第3の位置に移動した時には、前記アーム手段の開放端は前記拡大内径部内に広がってこの位置で停止することを特徴とする穿刺針カートリッジ。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明の請求項1に係る穿刺針カートリッジは、穿刺針を有するランセット本体および前記穿刺針を保護する穿刺針保護キャップを有するランセットと、開口部を有し前記ランセットを収納するホルダーとを備える穿刺針カートリッジにおいて、前記ランセットはアーム手段をさらに有し、前記ホルダーは、その内部に前記アーム手段と協働する被係止手段をさらに有し、前記ランセット本体を、その軸心方向に沿って移動可能なように収納するホルダーであり、前記穿刺針カートリッジを穿刺器具本体に装着し、穿刺後、前記アーム手段と前記被係止手段とが協働して、前記ランセット本体を、前記穿刺針が前記ホルダーの開口部から突出しないような穿刺後の位置で保持することを特徴とする。

#### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明の請求項2に係る穿刺針カートリッジは、請求項1に記載の穿刺針カートリッジにおいて、前記アーム手段は、一端が前記ランセット本体の先端側と接続し、他端がランセット本体の後端側に向かってテーパ状に広がって開放し、前記被係止手段は、前記ホルダーの内径を拡大して形成した凹状の拡大内径部であり、前記ランセット本体が、前記穿刺後の位置に移動すれば、前記アームの開放端が前記拡大内径部に広がって前記拡大内径

部を構成する軸心方向に垂直な第1の側壁に当接して、前記ランセット本体の穿刺針カートリッジを装着した位置への移動を規制することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明の請求項3に係る穿刺針カートリッジは、請求項2に記載の穿刺針カートリッジにおいて、前記拡大内径部を構成する側壁のうち、前記第1の側壁よりも前記穿刺針カートリッジの先端側にある第2の側壁に、前記アームが当接することにより、前記穿刺針が前記ホルダーの開口部から突出しないように規制することを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

本発明の請求項4に係る穿刺針カートリッジは、請求項3に記載の穿刺針カートリッジにおいて、前記拡大内径部を形成する代わりに、前記第1の側壁に換えて第1の凸部を、前記第2の側壁に換えて第2の凸部を、前記ホルダーの内面に軸心方向に垂直に突出するようにそれぞれ形成し、前記第1の凸部に前記アーム手段の開放端が当接することで、前記ランセット本体が穿刺針カートリッジを装着した位置へ移動することを規制し、前記第2の凸部に前記アーム手段が当接することで、前記ランセットの穿刺針が前記ホルダーの開口部から突出しないように規制することを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明の請求項5に係る穿刺針カートリッジは、請求項1に記載の穿刺針カートリッジにおいて、前記ランセット及び前記ホルダー内部の、いずれか一方には軸心方向に溝を有し、他方には前記溝と係合する凸部を軸心方向に有し、前記溝と前記凸部とが係合しながら前記ランセット本体が前記ホルダー内部を移動することを特徴とする。

本発明の請求項6に係る穿刺針カートリッジは、請求項1に記載の穿刺針カートリッジにおいて、前記穿刺器具本体への穿刺針カートリッジの装着時の第1の位置と、穿刺を行う第2の位置と、穿刺後の第3の位置とを設け、前記ランセット本体を射出して、前記ホルダーの開口部から前記穿刺針を突出させる時、前記アーム手段が弾性的に変形して前記ランセット本体が前記第1の位置から、前記第2の位置に移動し穿刺を行い、前記ランセット本体を前記第3の位置に戻すように移動することを特徴とする。

本発明の請求項7に係る穿刺針カートリッジは、請求項6に記載の穿刺針カートリッジにおいて、前記被係止手段は、前記ホルダーの内径を拡大して形成した凹状の拡大内径部であり、前記ランセット本体が、前記第1の位置にあるときには、前記アーム手段の開放端は前記拡大内径部よりも前記穿刺針カートリッジの後端側に位置し、一旦前記ランセット本体が前記第1の位置から第2の位置を経て、第3の位置に移動した時には、前記アーム手段の開放端は前記拡大内径部内に広がってこの位置で停止することを特徴とする。